

# DV(配偶者やパートナー、交際相手からの暴力)・性暴力をなくそう

ひとりで悩まないで相談してください



## あなたの周りに 相談できる人はいますか？

11月12日(土)～25日(金)は「女性に対する暴力をなくす運動」

### パープルリボン・プロジェクト in ちょうふ

近年、性暴力や性犯罪が大きな社会問題となっています。市では、今年も、性暴力や性犯罪をテーマにプロジェクトを立ち上げ、書籍展示や講座などを行います。

●パープルリボンには、「女性に対する全ての暴力をなくしたい」という想いが込められています。

パープルリボンを着用しています  
市役所職員・多摩信用金庫など



#### パネル展 デートDV・性暴力被害防止

期11月30日(水)まで 所総合福祉センターウインドウ美術館

#### テーマ図書 DVと性暴力関係の書籍展示

期11月30日(水)まで 所市民プラザあくろす3階

#### 講座

自分と向き合い、相手に伝えるアサーションを知ろう  
～身近な人やパートナーとの関係に困っていませんか？～

日11月18日(金)午後2時～4時(1時30分開場)

所市民プラザあくろす3階研修室3

講花崎 晶(公認心理師・産業カウンセラー・ヨガ講師)

定申し込み順20人

申問電話またはEメールで男女共同参画推進センター ☎443-1213

E danjyo@city.chofu.lg.jp

### 全国一斉 「女性の人権ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの相談に応じます。

期11月18日(金)～24日(木)

時午前8時30分～午後7時(水・土・日曜日は午前10時～午後5時)

相談電話番号 / ☎0570-070-810(全国共通)

電話相談担当者 / 人権擁護委員、法務局職員

所東京法務局人権擁護部第二課 ☎0570-011-000(ナビダイヤル)

#### DV(配偶者やパートナー、交際相手からの暴力)

DVは配偶者やパートナーや交際相手など親密な関係にある人たちの間で起こる暴力のことです。

##### 身体的暴力

●たたく・殴る・蹴るなどの暴力 ●凶器を見せる ●物を投げつける など

##### 経済的暴力

●生活費を渡さない ●仕事に行かせない ●ギャンブルで生活費を使い込む など

##### 精神的暴力(モラルハラスメント)

●侮辱する ●大切なものを壊す  
●大事なことを全て自分が決めるなど相手を支配する  
●優しくしたり怖がらせたりして混乱させる ●交友関係を制限する  
●行動やメールをチェックする ●子どもを虐待する など

##### 性的暴力

●性行為を強要する ●避妊に協力しない ●ポルノを無理やり見せる など

#### 性暴力

性暴力は同意のない、対等でない、強要されたなど本人が望まない性的な行為の全てです。年齢、性別にかかわらず起こり、身近な人同士や配偶者(パートナーや恋人)の間でも性暴力に該当します。

(男女共同参画推進課)

#### 事前予約制

### 男性のための相談室

家庭や職場のこと、配偶者や恋人からの暴力など、周りの人には相談しにくいお悩みをうかがい、気持ちの整理につなげます。男性の相談員が対応します。

#### 程/時

①11月16日(水) /

午後6時～6時50分、7時～7時50分、8時～8時50分

②19日(土) /

午後1時～1時50分、2時～2時50分、3時～3時50分、4時～4時50分

所市民プラザあくろす3階男女共同参画推進センター(電話相談可)

対男性(原則市民)

定各回1人(事前予約制)

費無料

締①11月15日(火)午後5時まで②18日(金)午後5時まで

申問電話またはEメールで男女共同参画推進課 ☎443-1213

E danjyo@city.chofu.lg.jp



男女共同参画推進センターHP

#### 相談員さんに聞きました！

(1)相談に当たって気を付けていることや心掛けていることは？

福祉分野の仕事に携わった経験を踏まえて、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、相談者が自ら整理できるよう対応しています。

(2)どんな内容で相談してほしいですか？

法律や医学といった専門的なものではありませんが、基本的にはどのような相談でも受け付けています。

(3)相談しようか迷っている方へメッセージ

相談内容が適しているか、相談員が信用できる人なのかなど、初めて相談するときは不安だと思います。話すことで少しでも気持ちが前を向いてくれたらと思っています。もちろん秘密は厳守します。

